第１回尾鷲市総合計画審議会

令和２年８月１８日

政策調整課

事項書		Ｐ１
第７次尾鷲市総合計画策定基本方針について	【資料１】	Ｐ２～８
尾鷲市総合計画審議会条例	【資料２】	Ｐ９
尾鷲市総合計画審議会規則	【資料３】	Ｐ１０～１２
審議会委員名簿	【資料４】	Ｐ１３
策定委員会設置要綱	【資料５】	Ｐ１４～１５
策定検討ＷＧ設置要綱	【資料６】	Ｐ１６
総合計画スケジュール	【資料７】	Ｐ１７～１８
令和２年７月広報抜粋	【資料８－１】	Ｐ１９～２０
第７次総合計画市民アンケート（案）	【資料８－２】	Ｐ２１～３１
国土強靭化地域計画説明資料	【資料９】	Ｐ３２～４３
第６次尾鷲市総合計画	【別冊】	
第６次尾鷲市総合計画後期基本計画	【別冊】	
尾鷲市人口ビジョン	【別冊】	
市民アンケート調査票及び調査報告書	【別冊】	

日時：令和２年８月１８日（火）
午後７：００～
場所：中央公民館３階講堂

第１回　第７次尾鷲市総合計画審議会
事　　項　　書

１　市長あいさつ

２　委員委嘱及び紹介について

３　会長及び副会長の選任について

４　総合計画等の概要説明について

（１）　策定基本方針及び策定体制について

（２）　今後のスケジュールについて

（３）　市民アンケートについて

（４）　国土強靭化地域計画について

５　その他

資料　1

第７次尾鷲市総合計画策定基本方針

令和２年８月

政策調整課

１　はじめに

本市では、昭和４５年度に第１次総合計画を策定して以来、６回にわたり計画を策定し、現在、第６次総合計画において、将来都市像を「共に創り　未来につなぐ　誇れるまち　おわせ」とし、諸施策を実施しているところである。

第６次総合計画を策定してから８年余りが経過するなかで、国内では、少子化による人口減少と高齢化の急速な進行や、大規模災害の発生、また、新型コロナウイルス感染症の流行など、地域社会を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、これまで以上に地方公共団体に求められる役割が大きくなっている。

本市においては、人口が昭和３５年の３４，５３４人をピークに減少し、現在では１８，０００人を割り込んでおり、さらに過疎高齢化の急速な進展により、旧町内を除く各町においては、高齢化率が６０％を超えている。

財政状況においては、少子高齢化・過疎化、さらには、中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止などにより市税収入の減少が進む一方で、福祉関連経費の増加などにより財政の硬直化に直面しているが、市民の価値観や行政需要が多様化しているなか、そうした市民ニーズに対応するためには、より柔軟で、安定した行政運営が求められている。

このような状況を踏まえ、現計画の評価を行いながら、第７次総合計画を策定していくものである。

２　策定の基本的な考え方

総合計画は、将来の尾鷲市をどのような「まち」にしていくのか、その指針となるべき計画であり、誰が、どのようなことをしていくのかを、総合的・体系的にまとめたものである。

第７次総合計画策定にあたっては、近年の大規模自然災害等に備え、事前の防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的な取組として計画的に実施し、強靭な地域づくりを推進するための「国土強靭化地域計画」や将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指し、具体的な取組を定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に策定する。

これにより、本市が策定する全ての計画に対し縦串と横串を通し、個々の計画がバラバラにならない計画体系として構築する。

また、計画実現のためには、市民、地域、事業者、行政などの相互連携が不可欠であり、新たに策定する総合計画に対しては、より多くの市民等の意見を聴き、課題の整理を行った上で、課題解決の手段と目標を明らかにしたわかりやすい計画づくりを進めていく。

策定にあたっては、次の３つの項目を基本的な考え方として、総合計画をまちづくりの進行管理ができる計画書として策定する。

⑴　策定過程の見える化

市民等と行政が一体となってまちづくりを進めていくために、本市の現状と課題の共通認識、目指す方向性の共通認識をもつ。

⑵　実現性・実効性を確保した計画

総合計画を着実に進めていくために、まちづくりの目標の設定に際しては、審議会等でのご意見も伺いながら目標設定を行うとともに、施策の目的と手段も明確化し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画とする。

⑶　市民参加によるわかりやすい計画づくり

総合計画は本市のまちづくりの基本となるものであるから、市民等の意見を聴く機会を設けるとともに、誰もが手に取って読んでいただける、わかりやすい計画とする。

３　総合計画の構成と計画期間

⑴　基本構想

基本構想は、長期的な展望に立って総合的かつ計画的な行政運営を行う指針であり、尾鷲市の将来像を描くための将来の都市像とまちづくりの基本理念として示すものである。

計画期間：２０２２年度（令和４年度）～２０３１年度（令和１３年度）
【１０年間】

⑵　基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来の都市像とまちづくりの基本理念を実現するため、施策の大綱に基づき、必要な施策を体系的かつ具体的な事業計画として明らかにするもの。

前期計画：２０２２年度（令和４年度）～２０２６年度（令和８年度）
【５年間】

後期計画：２０２７年度（令和９年度）～２０３１年度（令和１３年度）
【５年間】

⑶　実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策、事業を財政的な裏付けをもって計画的に実施することを目的とし、毎年度の予算編成等の指針とするもの。施策の目標を達成するために３か年のローリング方式により進行管理を行う。

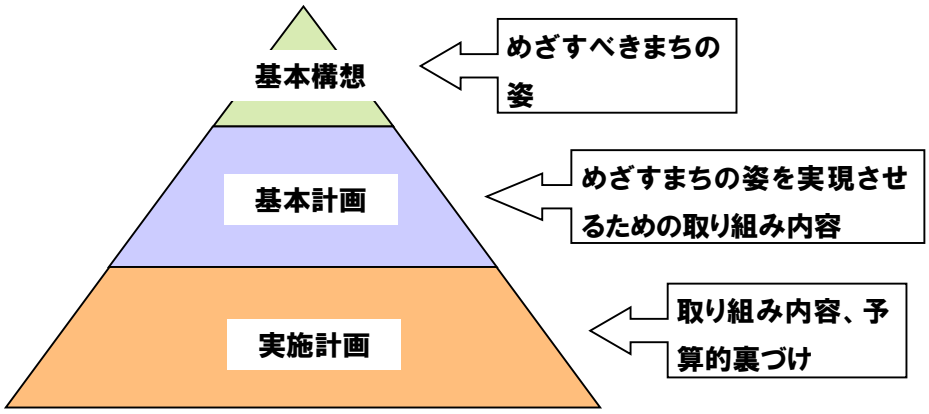

（第７次尾鷲市総合計画 10 年間の流れ）

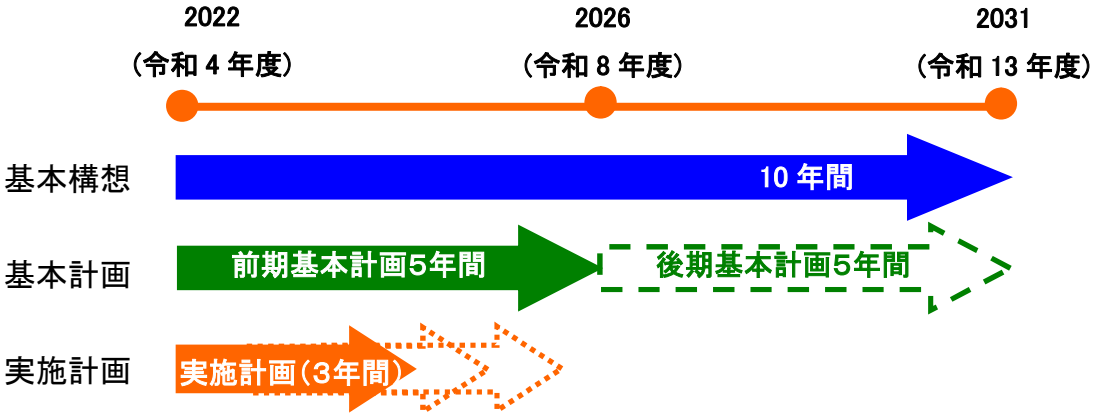

４　市民参加の手法

市民等とともに総合計画を作り上げるために、審議会委員の一般公募枠の拡大や、さまざまな手法により多くの意見の聴取及び集約を行う。

⑴　広報・ホームページによる検討経過の公表及び意見募集

目的：総合計画の策定において、全市的、地域的な課題やまちづくりに対する意見等を総合的に把握する。

概要：市の広報・ホームページを通して、総合計画の策定経過を公表するとともに、それに対する意見や提案を募集していくことで情報の共有化を図る。

⑵　市民意識調査

目的：まちづくりに対する市民の潜在的な意見や考え方を総合的に把握する。また、施策に対する満足度や、地域・世代間における優先度や重要度を把握するための基礎資料を得る。

概要：無作為抽出した満１８歳以上の男女を対象として、現在の施策に対する満足度や今後のまちづくりで重点的に推進するべき施策等を調査する。なお、まちづくりアンケートに関しては、第６次総合計画の進捗管理のため実施している「尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査」結果を踏まえ、補完する形で実施するものである。

⑶　地区別懇談会

目的：全市的、地域的な課題を市民との対話を通して把握する。また、地域住民が直接総合計画の策定に関わる機会を確保する。

概要：各地区の公民館等において、総合計画の策定段階での素案について、地域住民を対象として意見や提案を求める。

⑷　パブリックコメント

目的：総合計画の全体像について、市民等を対象として意見や提案を聴取する。

概要：総合計画の原案について、文書やインターネット等により全市民から意見や提案を求める。

５　策定体制

⑴　総合計画審議会

役割：市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

構成：学識経験者を含む各種団体代表者や一般公募による市民（計３５名）

根拠条例等：尾鷲市総合計画審議会条例、尾鷲市総合計画審議会規則

⑵　策定委員会

役割：庁内の最高意思決定機関として、基本構想案及び基本計画案の策定を行う。

構成：副市長、教育長、各部局長等

根拠条例等：第７次尾鷲市総合計画、尾鷲市国土強靭化地域計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要綱

⑶　庁内検討ＷＧ

役割：分野別施策の現状と課題を把握するために必要な資料、データの収集を行い、基本計画案を作成する。

構成：市職員（各課２名程度・計３５名）

根拠条例等：第７次尾鷲市総合計画、尾鷲市国土強靭化地域計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定検討ＷＧ設置要綱

⑷　全職員

役割：市民生活や都市環境の将来像について中長期的なビジョンをもち、自らが所掌する事務事業の目的や成果を再確認しながら策定作業に取り組む。また、資料収集等の庁内検討ＷＧの活動を積極的に支援する。

構成：市職員

6　策定スケジュール（予定）

令和２年８月～		総合計画審議会、庁内策定委員会、庁内検討ＷＧを随時開催 議会に随時情報共有
令和３年９月	審議会	基本構想（案）、基本計画（案） 〈諮問〉
令和３年１１月	審議会	基本構想（案）、基本計画（案）の完成 〈答申〉
令和３年１２月	議会	議会上程

総 合 計 画 策 定 体 制 図

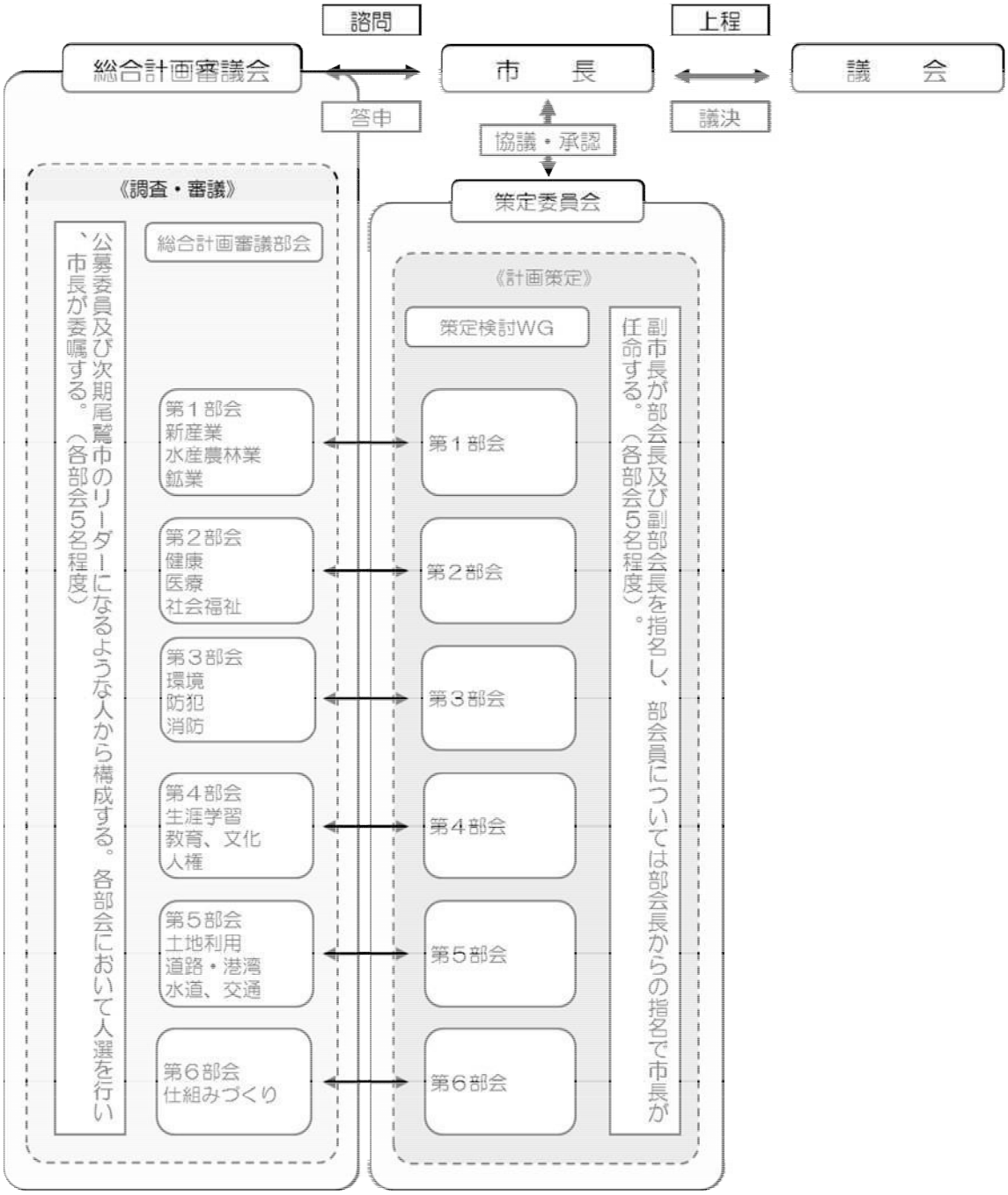

※上記部会のうち、部会数及び内容については、今後の検討により変更になる場合があります。

資料 2

尾鷲市総合計画審議会条例

昭和４８年１２月２５日

尾鷲市条例第２９号

（目的及び設置）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、本市の総合計画に関し重要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申するため、尾鷲市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（委任）

第２条　前条に規定する附属機関の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、昭和４９年１月１日から施行する。

資料 3

尾鷲市総合計画審議会規則

昭和４８年１２月２６日

尾鷲市規則第３２号

（趣旨）

第１条　この規則は、尾鷲市総合計画審議会条例（昭和４８年尾鷲市条例第２９号）第２条の規定により尾鷲市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じて尾鷲市総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第３条　審議会は、委員３５名以内で組織する。

２　委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

（１）　市教育委員会の委員

（２）　市農業委員会の委員

（３）　市の区域内の公共的団体の役員及び職員

（４）　学識経験者

（５）　その他市長が認めるもの

（任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、第２条に規定する諮問に係る答申が終了したるときは解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長をそれぞれ１名を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は会長が招集する。

２　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（部会）

第７条　審議会は、専門的事項について調査及び審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、委員の中から会長が指名する。

３　第５条各項及び前条各項の規定は、部会の会長及び副会長並びに会議にこれを準用する。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、政策調整課で処理する。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附　則

１　この規則は、昭和４９年１月１日から施行する。

２　尾鷲市総合開発審議会規程（昭和３６年９月１日尾鷲市規程第４号）は廃止する。

附　則（昭和５８年１２月１日規則第８号）

この規則は、昭和５８年１２月１日から施行する。

附　則（昭和６２年４月１日規則第５号）

この規則は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成元年１月１０日規則第１号）

この規則は、平成元年１月１０日から施行する。

附　則（平成２年４月１日規則第５号）

この規則は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成６年４月２６日規則第１０号）

この規則は、平成６年９月１日から施行する。

附　則（平成１３年２月７日規則第２号）

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年３月２８日規則第８号）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月３１日規則第５号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年２月２８日規則第４号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和２年８月６日規則第３０号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料　4

第７次尾鷲市総合計画審議会委員名簿

2020.8.18現在

	団体名等	氏　名	委嘱年月日
1	尾鷲木材協同組合　理事長	疇地（アゼチ）　秀行（ヒデユキ）	2020年8月18日
2	一般公募	石川（イシカワ）　郷子（サトコ）	2020年8月18日
3	四日市大学　学長	岩崎（イワサキ）　恭典（ヤスノリ）	2020年8月18日
4	一般公募	植村（ウエムラ）　綾太（リョウタ）	2020年8月18日
5	一般公募	大形（オオカタ）　あかね	2020年8月18日
6	尾鷲市区長会　会長	大川（オオカワ）　道義（ミチヨシ）	2020年8月18日
7	尾鷲市老人クラブ連合会　会長	大西（オオニシ）　正隆（マサタカ）	2020年8月18日
8	一般公募	小倉（オグラ）　裕司（ユウジ）	2020年8月18日
9	尾鷲市文化協会　会長	川口（カワグチ）　堅士（カタシ）	2020年8月18日
10	一般公募	川口（カワグチ）　真理子（マリコ）	2020年8月18日
11	尾鷲市教育委員会　教育委員	北裏（キタウラ）　佳代（カヨ）	2020年8月18日
12	尾鷲市商店会連合会　会長	北村（キタムラ）　清陽（キヨアキ）	2020年8月18日
13	尾鷲市海産物商業協同組合　組合長	北村（キタムラ）　豪（ゴウ）	2020年8月18日
14	一般公募	楠（クス）　珠里（ジュリ）	2020年8月18日
15	紀北医師会　会長	澤田（サワダ）　隆裕（タカヒロ）	2020年8月18日
16	尾鷲市婦人の会連絡協議会　会長	塩津（シオヅ）　史子（フミコ）	2020年8月18日
17	一般公募	世古（セコ）　美沙樹（ミサキ）	2020年8月18日
18	一般公募	髙木（タカギ）　宗臣（ムネオミ）	2020年8月18日
19	尾鷲市納税推進協議会　会長	塚原（ツカハラ）　右己（ユウキ）	2020年8月18日
20	紀北信用金庫　常務理事	津村（ツムラ）　淳（ジュン）	2020年8月18日
21	一般公募	寺尾（テラオ）　弘行（ヒロユキ）	2020年8月18日
22	尾鷲観光物産協会　理事長	土井（ドイ）　弘人（ヒロト）	2020年8月18日
23	尾鷲商工会議所青年部　会長	中瀬（ナカセ）　幸志（コウシ）	2020年8月18日
24	尾鷲市社会福祉協議会　常務理事	中森（ナカモリ）　将人（マサヒト）	2020年8月18日
25	尾鷲商工会議所　副会頭	野田（ノダ）　隆代（タカヨ）	2020年8月18日
26	尾鷲市農業委員会　農地利用最適化推進委員	濵野（ハマノ）　薫久（シゲヒサ）	2020年8月18日
27	尾鷲市水産振興協議会　会長	東（ヒガシ）　郁夫（イクオ）	2020年8月18日
28	尾鷲市青少年育成市民会議　会長	堀内（ホリウチ）　達也（タツヤ）	2020年8月18日
29	ＺＴＶ　東紀州放送局　制作課長	松井（マツイ）　武晴（タケハル）	2020年8月18日
30	一般公募	三鬼（ミキ）　早織（サオリ）	2020年8月18日
31	尾鷲市スポーツ協会　会長	南（ミナミ）　進（ススム）	2020年8月18日
32	尾鷲市自治会連合会　生活環境部長	宮本（ミヤモト）　泰成（ヨシシゲ）	2020年8月18日
33	森林組合おわせ　総務課長	民部（ミンブ）　清宏（キヨヒロ）	2020年8月18日
34	一般公募	森本（モリモト）　一史（カズフミ）	2020年8月18日
35	一般公募	吉田（ヨシダ）　光子（ミツコ）	2020年8月18日

※50音順

第７次尾鷲市総合計画、尾鷲市国土強靭化地域計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　第７次尾鷲市総合計画、尾鷲市国土強靭化地域計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第７次総合計画等」という。）の原案（以下「原案」という。）を策定するため、第７次総合計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　策定委員会は、原案を策定する。

２　市長又は委員長が必要と認めるときは、原案の策定作業の進捗状況等を市長に報告することとする。

（組織）

第３条　策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

（１）　委員長は、副市長をもって充てる。

（２）　委員は、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。

２　委員の任期は、原案の策定が終了する日までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期もまた同様とする。

（委員長）

第４条　委員長は、委員会を代表し、会議の議長となり、必要に応じてこれを招集する。

２　委員長は事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　策定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

２　委員長は、策定委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（作業部会）

第６条　策定委員会の円滑な運営を図るため、策定委員会に作業部会として第７次総合計画等策定検討ＷＧ（以下「ＷＧ」という。）を置く。

２　ＷＧの設置に関し必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第７条　策定委員会の庶務は、政策調整課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、公表の日（令和２年７月３０日）から施行する。

別表第１（第３条関係）

教育長
政策調整課長
財政課長
総務課長
防災危機管理課長
税務課長
市民サービス課長
福祉保健課長
環境課長
水産農林課長
商工観光課長
建設課長
会計課長
議会事務局長
監査委員事務局長
教育総務課長
学校教育調整監
生涯学習課長
尾鷲総合病院事務長
病院総務課長
水道部長
消防長

第７次尾鷲市総合計画、尾鷲市国土強靱化地域計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定検討ＷＧ設置要綱

（目的及び設置）

第１条　第７次尾鷲市総合計画、尾鷲市国土強靱化地域計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第７次総合計画等」という。）の策定に関連する具体的かつ専門的な事項について調整及び検討を行うため、第７次総合計画等策定検討ＷＧ（以下「ＷＧ」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　ＷＧの所掌事務は、次のとおりとする。

（１）　第７次総合計画等の策定における各分野の課題抽出及び調査研究に関すること。

（２）　第７次総合計画等における将来像と施策の検討に関すること。

（３）　その他第７次総合計画等の策定に関し必要と認められること。

（組織）

第３条　ＷＧは、リーダー及びメンバーをもって組織する。

２　リーダーは、政策調整課長から選任された職員とする。

３　メンバーは、各課から選任された者とする。

（リーダー及び職務代理）

第４条　リーダーは、会務を総理し、ＷＧを代表する。

２　リーダーに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめリーダーが指名した者がその職務を代理する。

（会議）

第５条　ＷＧは、政策調整課長が招集する。

２　議事の進行は、リーダーが行う。

３　リーダーは、必要に応じてメンバー以外の者の出席を要請することができる。

（事務局）

第６条　ＷＧの事務局は、政策調整課に置く。

（解散）

第７条　ＷＧは、第１条の設置目的が達成されたときをもって解散する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、ＷＧの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、公表の日（令和２年５月１８日）から施行する。

資料　7

尾鷲市総合計画、尾鷲市国土強靭化地域計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務スケジュール

			主な作業				打合せ	懇談会	審議会			策定委員会	策定検討WG
			共通	総合計画	総合戦略	国土強靭化地域計画				総合計画案	国土強靭化地域計画		
令和2年度	7月	上旬	策定方針確認	現況整理、住民アンケート作成 施策動向調査シート作成		目標の設定 リスクシナリオ設定	○						
		中旬					○						
		下旬											
	8月	上旬		住民アンケート印刷・発送 各課に施策動向調査シート配布 トップインタビュー		脆弱性評価							
		中旬							全体会①	策定方針の確認・共有 （策定方針、策定体制、スケジュール等）		①策定方針、策定体制、スケジュール＋調査依頼	①策定方針、策定体制、スケジュール＋調査依頼
		下旬					○						
	9月	上旬		住民アンケート集計分析 高校生ヒアリング実施 現行計画の評価・検証									
		中旬											
		下旬						地域別懇談会					
	10月	上旬		主要課題の整理 基本フレーム・人口ビジョンの見直し		課題抽出	○						②現行計画の評価・検証、主要課題の整理
		中旬											
		下旬		基本構想骨子作成	人口ビジョン 素案作成								
	11月	上旬				リスクへの対応方策 検討フォーマット作成	○					②　審議会②の内容確認	
		中旬							全体会②	基礎調査結果・課題整理 基本構想骨子、人口ビジョン素案	目標、リスクシナリオ、脆弱性評価、課題整理		
		下旬											
	12月	上旬		基本構想素案作成	人口ビジョン 案調整	脆弱性評価・ リスクへの対応方策 各課照会・調整	○						
		中旬	議会報告										
		下旬											
	1月	上旬		基本構想案調整 重点政策・基本計画 骨子作成 （施策体系、基本計画フォーマット）			○						③基本構想素案確認 重点政策検討
		中旬											
		下旬											
	2月	上旬			総合戦略骨子作成	脆弱性評価・ リスクへの対応方策 各課照会・調整	○					③　審議会③の内容確認	
		中旬							全体会③	基本構想案、人口ビジョン案	―		
		下旬											
	3月	上旬					○						
		中旬	議会報告										④重点政策検討 リスク対応方策検討
		下旬											
令和3年度	4月	上旬		重点政策・基本計画 素案作成 各課照会（基本計画シート作成）	総合戦略素案作成 各課照会（総合戦略シート作成）	リスクへの対応方策 重点化・優先順位付け、 KPIの設定	○						
		中旬										④　審議会④の内容確認	
		下旬											
	5月	上旬							全体会④	重点政策素案	リスクへの対応方策		⑤基本計画検討
		中旬											
		下旬					○					⑤　審議会：部会①②の内容確認	
	6月	上旬		総合計画案 調整	総合戦略案 調整	国土強靭化地域計画案 調整	○						
		中旬	議会報告						部会①	重点政策、基本計画素案	―		
		下旬											⑥基本計画検討
	7月	上旬					○						
		中旬							部会②	重点政策、基本計画素案	―		
		下旬											
	8月	上旬					○						
		中旬										⑥　審議会⑤の内容確認	
		下旬											
	9月	上旬					○		全体会⑤	総合計画案、総合戦略案 （パブコメ案確定）	国土強靭化地域計画案 （パブコメ案確定）		
		中旬	議会報告										
		下旬											
	10月		パブコメ				○						
	11月								全体会⑥	総合計画案・総合戦略案	国土強靭化地域計画案		
	12月		議会上程	印刷原稿作成	印刷原稿作成	印刷原稿作成							
	1月						○						
	2月												
	3月			納品									

■業務スケジュール表

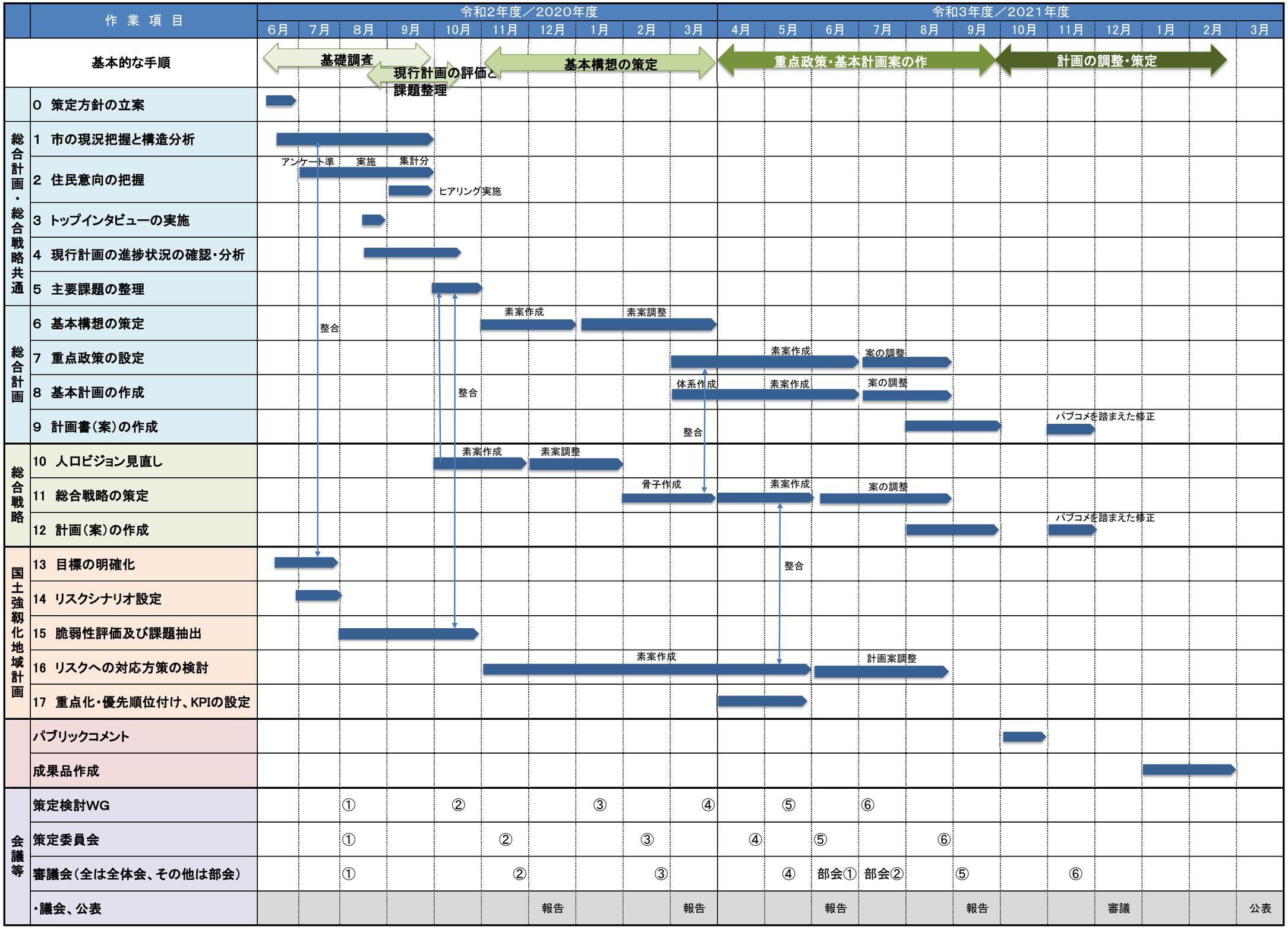
作業項目
令和2年度／2020年度
令和3年度／2021年度
6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
基本的な手順
基礎調査
現行計画の評価と課題整理
基本構想の策定
重点政策・基本計画案の作
計画の調整・策定
0 策定方針の立案
総合計画・総合戦略共通
1 市の現況把握と構造分析
2 住民意向の把握
アンケート準
実施
集計分
ヒアリング実施
3 トップインタビューの実施
4 現行計画の進捗状況の確認・分析
5 主要課題の整理
総合計画
6 基本構想の策定
素案作成
素案調整
整合
7 重点政策の設定
素案作成
案の調整
8 基本計画の作成
体系作成
素案作成
案の調整
整合
9 計画書（案）の作成
パブコメを踏まえた修正
整合
総合戦略
10 人口ビジョン見直し
素案作成
素案調整
11 総合戦略の策定
骨子作成
素案作成
案の調整
12 計画（案）の作成
パブコメを踏まえた修正
国土強靭化地域計画
13 目標の明確化
整合
14 リスクシナリオ設定
15 脆弱性評価及び課題抽出
16 リスクへの対応方策の検討
素案作成
計画案調整
17 重点化・優先順位付け、KPIの設定
パブリックコメント
成果品作成
会議等
策定検討WG
① ② ③ ④ ⑤ ⑥
策定委員会
① ② ③ ④ ⑤ ⑥
審議会（全は全体会、その他は部会）
① ② ③ ④ 部会① 部会② ⑤ ⑥
・議会、公表
報告 報告 報告 報告 審議 公表

資料　8－1

令和元年度

「尾鷲市まちづくりアンケート」結果

本市では、まちづくり計画の最上位であり根幹でもある「第6次尾鷲市総合計画（平成24年度～令和3年度）」の進行管理にあたり、市民の皆さまのご意見を施策に反映し、また、これからのまちづくりに関してどのように考えているのかを把握するため、毎年アンケート調査を実施しており、今回、令和元年度の結果が出ましたのでお知らせします。

アンケート調査の概要

市内の22歳から80歳までの市民1,000人に対して、本年1月にアンケートを実施したところ、369人から回答がありました。

今後推進すべき施策トップ10

重要度が高い反面、満足度が平均を下回っている施策トップ10は、次の表のとおりです。

令和元年度「尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査」

満足度平均値2.82を下回り、重要度平均値3.97を上回った施策トップ10

No.	内　容	満足度	重要度	差
1	**地域医療体制の確保** 尾鷲総合病院の診療体制や設備、地域内の医院・診療所など	2.45 (2.40)	4.43 (4.39)	-1.98 (-1.99)
2	**財政の健全化** 行政組織のスリム化などの構造改革、財政運営の見直し、職員の意識改革を行い、持続可能な行政体質への変革を図るなど	2.37 (2.37)	4.28 (4.28)	-1.91 (-1.91)
3	**新しいひとの流れの創出** 多くの市民が住み続けたいと思い、市外の人も住み続けたいと思えるまちとなるような定住移住に対する取り組みなど	2.51 (2.53)	4.21 (4.21)	-1.70 (-1.68)
4	**公共交通の確保** 安全で利便性が高く、環境にやさしい公共交通により快適に暮らし、移動ができる取り組みなど	2.54 (2.53)	4.12 (4.10)	-1.58 (-1.57)
5	**災害に強い都市施設の推進** 災害に強い都市施設により、安心して快適に暮らせる取り組みなど	2.73 (2.69)	4.29 (4.22)	-1.56 (-1.53)
6	**防災と危機管理** 土砂災害や雨水浸水などに対応できる都市基盤、避難場所、防災情報の提供、自主防災組織の整備、広域自治体間協力など	2.77 (2.81)	4.32 (4.28)	-1.55 (-1.47)
7	**学校教育の充実** 一人ひとりの個性や能力を伸ばし、確かな学力、豊かな心、健康な体づくりにより、笑顔いっぱいの子どもを育む取り組みなど	2.77 (2.75)	4.23 (4.15)	-1.46 (-1.40)
8	**高齢者保健福祉の推進** いつまでも元気に社会のなかで活躍し、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らすことができる取り組みなど	2.79 (2.73)	4.19 (4.16)	-1.40 (-1.43)
9	**広域・外部連携の推進** 近隣市町や産学官の連携、共創による新たなまちづくりがされる取り組みなど	2.61 (2.61)	4.01 (3.96)	-1.40 (-1.35)
10	**子育て支援の推進** 保育サービス、子育てに関する相談体制や情報提供、放課後の子どもの安全な活動場所などの環境づくりなど	2.83 (2.84)	4.12 (4.12)	-1.29 (-1.28)

※（　）内は、昨年度調査の数値を記載しています。

※「10　子育て支援」は、満足度が平均値2.82より上ですが、　重要度及びその差の数値を鑑み、記載をしています。

尾鷲市まちづくりアンケート
―市民の声から―

最重要課題
（トップ3）

①地域医療体制の確保
②財政の健全化
③新しい人の流れの創出

①地域医療体制の確保

【市民の声】

子どもから高齢者まで安全で、安心して暮らせるために、医師・看護師の確保、通院手段の確保はもちろん、尾鷲総合病院の存続と充実を願う声が多く寄せられました。

【現状・課題】

医師、看護師をはじめ医療技術者の確保が年々難しくなってきており、また、赤字経営が続いているため、医療機器の更新を見送らなければならない状態となっています。

【取り組み】

「尾鷲総合病院新改革プラン」を策定し、地域包括ケア病棟の導入、DPC制度への移行などを行い、赤字解消を目指した取り組みを進めています。

【市長からのコメント】

市民の皆さまが「安全・安心」に暮らして頂くためには、地域医療体制の確保は非常に重要な課題です。市民の皆さまから多く寄せられた声に応えるためには、まず、尾鷲総合病院が市民の皆さまにとって安心して頼れる病院であること、そして、健全経営をもって、病院が維持存続できることが必要不可欠であり、より患者目線でサービスを提供していくために、経営の黒字化を目指した取り組みを進めながら、お客様のニーズにあった尾鷲総合病院の充実を進めてまいります。

②財政の健全化

【市民の声】

職員、議員の削減、職員の意識改革、施設・事業の見直しを求める声や、尾鷲市の財政が今どうなっているかをはっきり市民に示してほしいとの声が寄せられました。

【現状・課題】

少子・高齢化、過疎化、さらには、中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止などにより市税収入の減収が進む一方、扶助費など福祉関連経費が増加するなど、財政の硬直化に直面しています。また、年度間に生じる財源の不均衡を調整するための財政調整基金(自由に使える貯金)の減少により予算編成が非常に厳しい状況になっています。

【取り組み】

令和2年2月に「尾鷲市財政健全化計画」を示し、歳出においては、人件費の見直し、事業の改廃、歳入においては、未利用の市有財産の売却やふるさと納税の増額に取り組んでおりますが、さらに踏み込んだ計画を立て、財政の健全化に向けた取り組みが必要です。

【市長からのコメント】

健全で持続可能な行政運営を行うためには、財政の健全化が必要不可欠であり、そのためには、迅速で、効率的かつ効果的な行財政改革を行う必要があると考えており、積極的に取り組んでおりますが、安定運営を目指すためには、痛みを伴う更なる改革が必要です。また、市民の皆さまからの声にもありましたように、今の財政状況について、もっとご理解いただけるように説明する責任があると考えており、令和元年度の決算がまとまった段階で、広報おわせにて詳しく報告いたします。

③新しいひとの流れの創出

【市民の声】

若い人たちの「働く場の確保」を求める声が圧倒的に多く寄せられました。

【現状・課題】

少子・高齢化、若者の市外、県外流出が進んでおり、社会減(他市町への流出)が大きな課題となっています。

【取り組み】

地道な事業ではありますが、定住・移住施策を積極的に進めているほか、より住みよいまちとなるよう、医療、交通、雇用、教育など、各施策を推進しています。また、「おわせSEAモデル構想」を推進することにより、「新たな雇用の創出」と「交流人口の増加」を図るための取り組みを進めています。

【市長からのコメント】

住みたいまち、住み続けたいまちであるためには、「安全・安心」に暮らすことができる雇用の確保、医療の充実のほか、交通、防災、教育、福祉、子育て支援など幅広い環境整備が必要であると考えており、様々な事業を連動させながら、市民の皆さまがより住みやすく、また、市外の方が移住したいと思えるまちを目指しております。特に、SEAモデル構想の推進が今、尾鷲の将来を展望するなかで、最も重要な事案であると考えております。

最後に

個々の設問に対するご意見のほかに、「5年後の尾鷲市を住みやすいまちにするために、どのようなことが必要だと思いますか」という設問に対し、167件もの多くの声を寄せていただき、本来であれば、市民の皆さまからお寄せいただいた一つひとつの声にお答えすべきだと感じております。単にアンケートを取るだけでなく、お寄せいただいた声を、いかに市政に反映していくかが重要であり、そして、市民の皆さまとともに、住みよい、住み続けたいと思える「ふるさと尾鷲」を築いていく必要があると考えております。市民の皆さまの声を大切にし、「ふるさと尾鷲」のために尽力してまいりますので、今後もご理解とご協力をよろしくお願いします。

総合計画策定に関するアンケート調査

平素から市政に対し、ご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

本市では、「第６次尾鷲市総合計画」が令和３年度をもって計画期間が終了するため、今年度から「第７次尾鷲市総合計画」（以下「総合計画」という。）の策定にむけた準備を進めています。

本調査は、市の施策や近年の社会・経済動向に対するご意見を把握し、その結果を総合計画の策定に反映させることを目的として実施するものです。

調査にあたり、市内にお住まいの 18 歳以上の方 1,000 人を、住民基本台帳から無作為に抽出させていただきました。

回収したアンケート票は、統計的に処理し、本調査の目的以外に使用することはありません。また、このアンケートは無記名のため、個人が特定されることはありません。

ご多忙のところお手数ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

令和２年８月

尾鷲市

ご記入にあたってのお願い

１．ご回答は、封筒のあて名のご本人がお答えください。

２．黒の鉛筆又はボールペンでご記入ください。

３．回答は、あてはまる番号を「○」で囲んでください。各設問文に（１つに○）、（あてはまるものすべてに○）などと指定してありますので、それに従ってご回答ください。

４．設問によっては、該当する番号に「○」をつけた方だけにお答えいただく設問がありますので、その説明に従いご回答ください。

５．ご記入が済みましたら、お手数ですが同封の返信用封筒に入れ、投函期限までにご投函ください。

投函期限：●月●日（●）まで

◎本調査への質問または不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

尾鷲市役所　政策調整課　政策調整係
住　所　尾鷲市中央町１０番４３号
電　話　０５９７－２３－８１３４
ＦＡＸ　０５９７－２２－２１１１

あなたご自身についてお伺いします

①あなたの性別をお聞かせください。（１つに〇）

１．男性	２．女性

②あなたの年齢をお聞かせください。（１つに〇）

１．10 歳代	２．20 歳代	３．30 歳代	４．40 歳代	５．50 歳代
６．60 歳代	７．70 歳代	８．80 歳以上		

③あなたのお住まいをお聞かせください。（１つに〇）

１．尾鷲	２．九鬼	３．早田	４．三木浦	５．三木里
６．古江	７．賀田	８．曽根	９．梶賀	10．須賀利

④あなたの主な職業をお聞かせください。(複数の場合は主な職業をお答えください)（１つに〇）

１．会社員・公務員	２．自営業	３．パート・アルバイト	４．専業主婦
５．学生	６．無職	７．その他（　　）	（夫）

皆さんの身の回りで起こっていることについてお伺いします

《新型コロナウィルス感染症対策について》

現在、日本では新型コロナウィルス感染症対策を徹底するとともに、経済の再活性化に取り組むため、新型コロナウィルスとの共存を図る「新しい生活様式」の確立が求められています。

問１　「新しい生活様式」という言葉を知っていますか（１つに〇）

１．十分知っている	２．少し知っている
３．内容は知らないが、聞いたことがある	４．聞いたことがない

問２　感染症対策と経済の再活性化について、あなたはどのように思いますか。（１つに〇）

１．感染症対策を優先すべきである
２．経済の再活性化を優先すべきである
３．感染症対策と経済の再活性化を両立すべきである
４．その他（　　）
５．わからない

問３．新型コロナウィルスと共存することが求められている中で、人の移動については、どのようにすべきと思いますか。（１つに〇）

１．市外との人の移動は極力抑制するようにする
２．県外との人の移動は極力抑制するようにする
３．感染が拡大している地域（東京など）との人の移動は抑制するようにする
４．人の移動を抑制する必要はない
５．その他（　　）
６．わからない

問４　新型コロナウィルス対策として、市はどのようなことをすべきと思いますか。（あてはまるものすべてに〇）

１．市民に予防のための方法を広報する（３蜜をさける、マスク着用、うがいなど）
２．テレワーク（会社に出勤せず、自宅などで仕事をすること）を推進する
３．役所や公共施設において予防対策を徹底する
４．民間施設、飲食店などにおける予防対策の要請を強化する
５．尾鷲総合病院における医療体制を充実する
６．民間の医療施設における医療体制の充実を支援する
７．収入が減った個人に経済的な支援を行う
８．経営状況が悪化した事業所等に経済的な支援を行う
９．不要不急の人の移動については自粛を要請する
10．その他（　　）

《地球温暖化について》

温室効果ガスの排出等が原因となり、地球温暖化が世界共通の問題となっています。日本においては、地球温暖化の影響による集中豪雨、大型台風の発生などによる災害が多発しています。最近では、令和２年７月豪雨により、熊本県を中心に九州や岐阜県などで集中豪雨による甚大な被害が発生しています。

日本では、温室効果ガスの排出抑制のための目標が掲げられており、様々な施策が実施されています。

問５　地球温暖化について、関心がありますか（１つに〇）

１．大いに関心がある
２．少しは関心がある
３．あまり関心はない
４．わからない

問６　地球温暖化の影響について、どのようなことに関心がありますか。
（あてはまるものすべてに○）

１．ゲリラ豪雨や台風による水害の増加
２．熱中症の増加
３．猛暑・暖冬など、気候の変化
４．農産物の収穫量・品質への影響
５．水産物の収穫量・品種への影響
６．干ばつや渇水による水不足
７．竜巻危害の増加
８．海面上昇による高潮被害
９．光化学スモッグの増加など、大気汚染の悪化
10．動植物の生息地の変化や絶滅
11．その他（　　）
12．特に関心はない

問７　温室効果ガスの排出を抑制するため、市はどのようなことを重点的に進めていくべきと思いますか。（あてはまるもの３つまでに○）

１．地産地消を推進する
２．公共施設の省エネを推進する
３．地球環境問題に関する情報を提供する
４．公共交通を便利にし、利用しやすくする
５．資源ごみの分別などによるリサイクルを推進する
６．環境学習の機会を提供する
７．太陽光発電の設置や緑化推進などに対する助成を充実する
８．マイバッグ利用を推進するなど、ごみの発生を抑制する
９．環境問題に取り組む市民活動への支援を充実する
10．その他（　　）
11．わからない

《SDGｓ（エス・ディー・ジーズ）について》

SDGｓ（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））とは、2015 年に国連が開催した「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択され、世界の国々が取り組むべき目標として定められたものです。

2030 年を目標にした、全部で 17 のゴール（目標）と 169 の詳細なターゲットが定められており、様々な分野で取り組まれています。

別紙をご覧の上、お答えください。

問８　SDGｓを知っていますか。（１つに〇）

１．十分知っている
２．少し知っている
３．内容は知らないが、聞いたことがある
４．聞いたことがない

問９　17 の目標のうち、大切なことだと共感できるものはどれですか。
（あてはまるものすべてに〇）

１．貧困をなくそう	２．飢餓をゼロに
３．すべての人に健康と福祉を	４．質の高い教育をみんなに
５．ジェンダー平等を実現しよう	６．安全な水とトイレを世界中に
７．エネルギーをみんなにそしてクリーンに	８．働きがいも経済成長も
９．産業と技術革新の基盤をつくろう	10．人や国の不平等をなくそう
11．住み続けられるまちづくりを	12．つくる責任つかう責任
13．気候変動に具体的な対策を	14．海の豊かさを守ろう
15．陸の豊かさも守ろう	16．平和と公正をすべての人に
17．パートナーシップで目標を達成しよう	

問 10　SDGｓについて、どのように取り組むべきと思いますか。（１つに〇）

１．目標の達成に向けて、市、企業、個人は積極的に取り組むべき
２．目標の達成に向けて、市、企業、個人はできる範囲で取り組むべき
３．理想的であり、取り組むことは難しい
４．取り組む必要はない
５．その他（　　）
６．わからない

《超スマート社会について》

近年、情報・通信技術の進化により、日常生活や経済等に大きな変化が起きています。コンピュータのプログラムが自ら学習し判断能力を習得していくＡＩ（人工知能）や、身の周りの様々なモノがインターネットにつながるIoT（Internet of Things)、多様かつ複雑な作業を自動化する「ロボット」技術等が次々と実用化されています。このような技術の進展により、私たちの働き方や暮らし方などが変化していく新たな社会を「Society5.0（超スマート社会)」と呼んでいます。

※Society 5.0の“5.0”は、人の社会のはじまりである「狩猟社会」を「Society “1.0”」として、「農耕社会（2.0)」、産業革命後の「工業社会（3.0)」、そして今日の「情報社会（4.0)」の次にあたる新しい社会を意味しています。

問11　Society5.0（超スマート社会）という言葉を知っていますか。（１つに○）

１．十分知っている
２．少し知っている
３．内容は知らないが、聞いたことがある
４．聞いたことがない

問12　あなたは、このような超スマート社会について、どのような印象やイメージをもたれますか。（あてはまるもの３つまでに○）

１．生活の質が向上する
２．消費者の多様なニーズに応えるサービスが提供され、便利になる
３．地域や年齢等によるサービス格差が解消される
４．インターネットやパソコンなどのように、より画期的かつ身近な技術や製品ができる
５．ロボットやAIの普及により仕事が奪われ、生活の質が低下する
６．ロボットやAIなどができない困難な仕事が増え、労働環境が悪化する
７．情報通信技術の習得度の差によって年収や処遇の差が拡大する
８．コンピュータウィルス感染などにより、個人情報の流出が増える
９．コンピュータを活用した犯罪などが増える
10．その他（　　）
11．よくわからない

問13　超スマート社会の進展により、行政サービスについては、「デジタル化による利便性向上」「インフラ管理コストの低減」などが期待されます。このような取り組みについて、どのように思いますか（１つに○）

１．市民サービスが良くなるよう、積極的に取り組むべき
２．急激な変化にはついていけないので、慎重に進めるべき
３．今のままでよい
４．その他（　　）
５．よくわからない

人口減少対策に関する現在の取組についてお伺いします

問 14　本市の人口は、現在約１万８千人で減少傾向です。このため、人口減少対策として以下のような取り組みを実施しています。これらの取り組みについて、現在の「満足度」と今後の「重要度」をお聞かせください。

（１）～（13）の各項目について、あなたの考えに近いものを「満足度」と「重要度」の中からそれぞれ１つずつ〇をつけてください。

	現在の満足度						今後の重要度					
	1 満足	2 どちらかといえば満足	3 普通	4 どちらかといえば不満	5 不満	6 わからない	1 重要	2 どちらかといえば重要	3 現状のまま	4 どちらかといえば重要でない	5 重要でない	6 わからない
※　記入例	(1)	2	3	4	5	6	1	(2)	3	4	5	6
基本目標１　安定した雇用を創出する												
（１）農林水産物のブランド化の推進 農林水産業の振興を図り、地場産業の成長を支援。生産技術の高度化、高付加価値化など。	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
（２）食のまちづくりの推進 尾鷲地域独特の食文化の PR、高付加価値化の取組を支援。食のイベント等の開催など。	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
（３）後継者対策、起業支援、事業・企業誘致の推進 新規就業希望者の実地研修等、若い世代への受け入れ態勢の整備。農商工連携、６次産業化など。	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
（４）世界遺産と食を中心とした観光の振興 着地型観光ツアー･各種イベント等の支援･実施。情報発信の充実など。	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
基本目標２　新しいひとの流れをつくる												
（５）定住の促進 尾鷲高校との連携推進。若者の地域定着の推進など。	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
（６）移住の促進 住まいや仕事探しの支援、移住相談、サポート体制の充実など。	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6

	現在の満足度						今後の重要度					
	1 満足	2 どちらかといえば満足	3 普通	4 どちらかといえば不満	5 不満	6 わからない	1 重要	2 どちらかといえば重要	3 現状のまま	4 どちらかといえば重要でない	5 重要でない	6 わからない
（7）情報発信の促進 尾鷲の自然や食などの魅力、移住者のライフスタイル等の生活情報を広く発信など。	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
基本目標３　若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる												
（8）結婚・出産支援の充実 結婚活動の支援、妊娠・出産に関する経済的負担の軽減及び妊娠期からの子育て支援など。	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
（9）子育てしたいまちづくり 学校教育の充実、安心して子育てできる環境の構築、学力向上や情操教育の推進など。	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
（10）子育てしやすいまちづくり 家庭、学校、職場、地域の連携による保育・教育環境の充実。延長保育などのサービス拡大など。	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
基本目標４　時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する												
（11）地域特性を生かした尾鷲ならではの地域づくり 各センター・コミュニティセンター機能の合理化・効率化。健康づくりの推進など。	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
（12）安心して暮らせる地域づくり 防災体制の強化、防災訓練等による住民の防災・減災意識向上。安全・安心な生活環境の確保など。	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
（13）地域と地域を連携する 各地域間の交流等の連携強化。地域の実情に応じた移動手段の維持・確保など。	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6

《ここからは、将来人口を検討するための基礎資料として、皆様の結婚・出産・育児に関するお考えについてお聞きします。》

結婚についてお伺いします

問 15　あなたは、現在、結婚していますか。（１つに○）

１．独身（未婚）	２．独身（婚姻歴あり）	３．既婚（事実婚を含む）

【問 15 で「１．独身（未婚）」、「２．独身（婚姻歴あり）」を選択した方にうかがいます。】
⇒「３．既婚（事実婚を含む」の方は問 16 へ

問 15-1　現在、結婚していない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．結婚したいと思える相手がいない	２．家族を養うほどの収入がない
３．精神的に自由でいられる	４．経済的に自由がきく
５．異性とうまく付き合えない	６．仕事（学業）に打ち込みたい
７．結婚資金が足りない	８．まだ若すぎる
９．出会う機会、きっかけがない	10．結婚に意味を見出せない
11．理由は特にない	12．上記以外の理由（　　）

問 15-2　今後の結婚に関するあなたの希望は次のうち、どれにあてはまりますか。
（１つに○）

１．いずれ結婚するつもり	２．結婚するつもりはない	３．わからない

問 15-3　結婚後も尾鷲市に住み続けたいと思いますか。（１つに○）

１．住み続けたい	２．住み続けたくない	３．わからない

問 16　尾鷲市が重点的に取り組むべき結婚支援事業は何だと思いますか。
（あてはまるものすべてに○）

１．安定した雇用の支援	２．若い夫婦への住まいの支援
３．結婚祝い金などの経済的支援	４．婚活イベントなどによる出会いの場の提供
５．結婚相談窓口（仲立ち）	６．若い世代への結婚に関する講習会
７．交際術やマナーなどを学ぶ講座	８．結婚を推奨するようなＰＲ
９．行政がやる必要はない	10．その他（　　）

出産・育児についてお伺いします

問 17　あなたは、現在、お子さんが何人いますか。（１つに○）

１．０人	２．１人	３．２人
４．３人	５．４人	６．５人以上

問 18　あなたにとって、理想的な子どもの数は何人ですか（現在いるお子さんの人数も含む）。（１つに○）

１．０人	２．１人	３．２人
４．３人	５．４人	６．５人以上

問 19　理想的な子どもの数を実現するために、障壁となること（なりそうなこと）は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．子育てや教育にお金がかかりすぎる	２．家が狭い
３．自分の仕事に差し支える	４．子育てを手助けしてくれる人がいない
５．子どもを預ける施設が整っていない	６．妊娠・出産・子育てに関する情報不足
７．年齢的な問題	８．育児・出産の心理的・肉体的な負担
９．ほしいけれど、できない	10. 配偶者の家業・育児への協力が見込めない
11. 上記以外の理由（　　）	12. 障壁は特にない

問 20　今後、育児に関するサービスとして、尾鷲市が最も力を入れるべきだと思うのは次のうち、どれですか。（１つに○）

１．保育園・認定こども園などの施設の拡充
２．子どもを預かるサービスの時間の延長
３．子どもを預かる施設の教育・保育の質の向上
４．子育てに関する施設・サービス・イベントなどの情報提供の充実
５．各種助成をはじめとする金銭的なサポートや現物給付
６．子育てに係る母子・父子の保健・医療体制の充実
７．子育てに関する様々な講座、イベント、講演会の実施
８．その他（　　）
９．行政が行うサービスをこれ以上増やす必要はない

問 21　市は、今後どのような施策を重点的に進めるべきだと思いますか。あなたが普段感じていることを教えてください。

（**ご自由に**記入してください）

ご協力ありがとうございました。

ご記入済のアンケートは同封の返信用封筒に入れて**●月●日まで**に投函してください。

資料　９

尾鷲市
国土強靱化地域計画の策定について

Ⅰ　国土強靱化とは

○国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するもの。

○基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

1）人命の保護が最大限図られること

2）国家及び社会の 重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること

3）国民の財産及び公共施設に係る 被害の最小化

4）迅速な復旧・復興

近年の災害

平成26年以降に発生した主な災害

※情報は令和元年11月18日時点

① H26.8.19からの大雨
人的被害：死者76人
※関連死等を含む
住家被害：全壊179棟、半壊217棟
主な被災地：広島県広島市
発生期間：H26.8.19～

② H26御嶽山噴火
人的被害：死者・行方不明者63人
主な被災地：長野県・岐阜県
発生期間：H26.9.27

③ H26長野県北部を震源とする地震
人的被害：重傷者10人
住家被害：全壊50棟、半壊92棟
主な被災地：長野県
発生期間：H26.11.22

④ H27関東・東北豪雨
人的被害：死者8人
住家被害：全壊80棟、半壊7,022棟
主な被災地：関東地方、東北地方
発生期間：H27.9.7～9.11

⑤ H28熊本地震
人的被害：死者273人
※関連死等を含む
住家被害：全壊8,667棟、
半壊34,719棟
主な被災地：熊本県、大分県
発生期間：H28.4.14・4.16

⑥ H28台風第10号
人的被害：死者・行方不明者27人
住家被害：全壊502棟、
半壊2,372棟
主な被災地：北海道、東北地方
発生期間：H28.8.28～8.31

⑦ H29九州北部豪雨
人的被害：死者42人
住家被害：全壊325棟、半壊1,109棟
主な被災地：福岡県
発生期間：H29.6.30～7.10

⑧ H30年７月豪雨
人的被害：死者237人
住家被害：全壊6,767棟、
半壊11,243棟
主な被災地：東海地方、近畿地方、
中国地方、四国地方
発生期間：H30.6.28～7.8

⑨ H30台風第21号
人的被害：死者14人
住家被害：全壊26棟、
半壊189棟
主な被災地：東海地方、
近畿地方
発生期間：H30.9.3～9.5

⑩ H30北海道胆振東部地震
人的被害：死者42人
住家被害：全壊462棟、半壊1,570棟
主な被災地：北海道
発生期間：H30.9.6

⑪ R1年８月の前線による大雨
人的被害：死者４人
住家被害：全壊87棟、半壊110棟
主な被災地：佐賀県、福岡県
発生期間：R1.8.26～8.29

⑫ R1台風第15号
人的被害：死者1人
住家被害：全壊219棟、半壊2,126棟
主な被災地：千葉県、神奈川県
発生期間：R1.9.7～9.9

⑬ R1台風第19号等※
人的被害：死者98人
住家被害：全壊2,240棟、
半壊13,012棟
主な被災地：東北地方、
関東甲信越地方、東海地方
発生期間：R1.10.10～10.13、
10.24～10.26
※低気圧による大雨の被害を含む

（内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化地域計画について」（R2.1)より抜粋）

今後発生が予想されている災害

■南海トラフ巨大地震 被害想定（陸側ケース）

●全壊・焼失棟数：
最大約238万6千棟

●死者：最大約32万3千人

●経済的被害：約214兆円
資産等の直接被害約169兆円
生産・サービス低下による被害
約45兆円

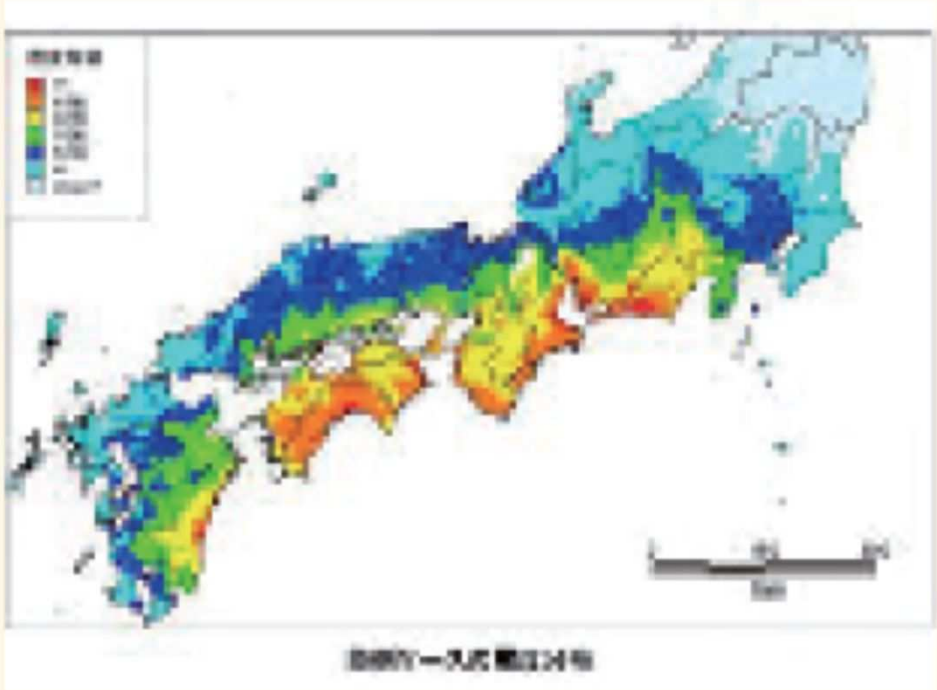

（出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ第二次報告（内閣府））

国土強靱化とは　～強靱な社会のイメージ～

○大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築

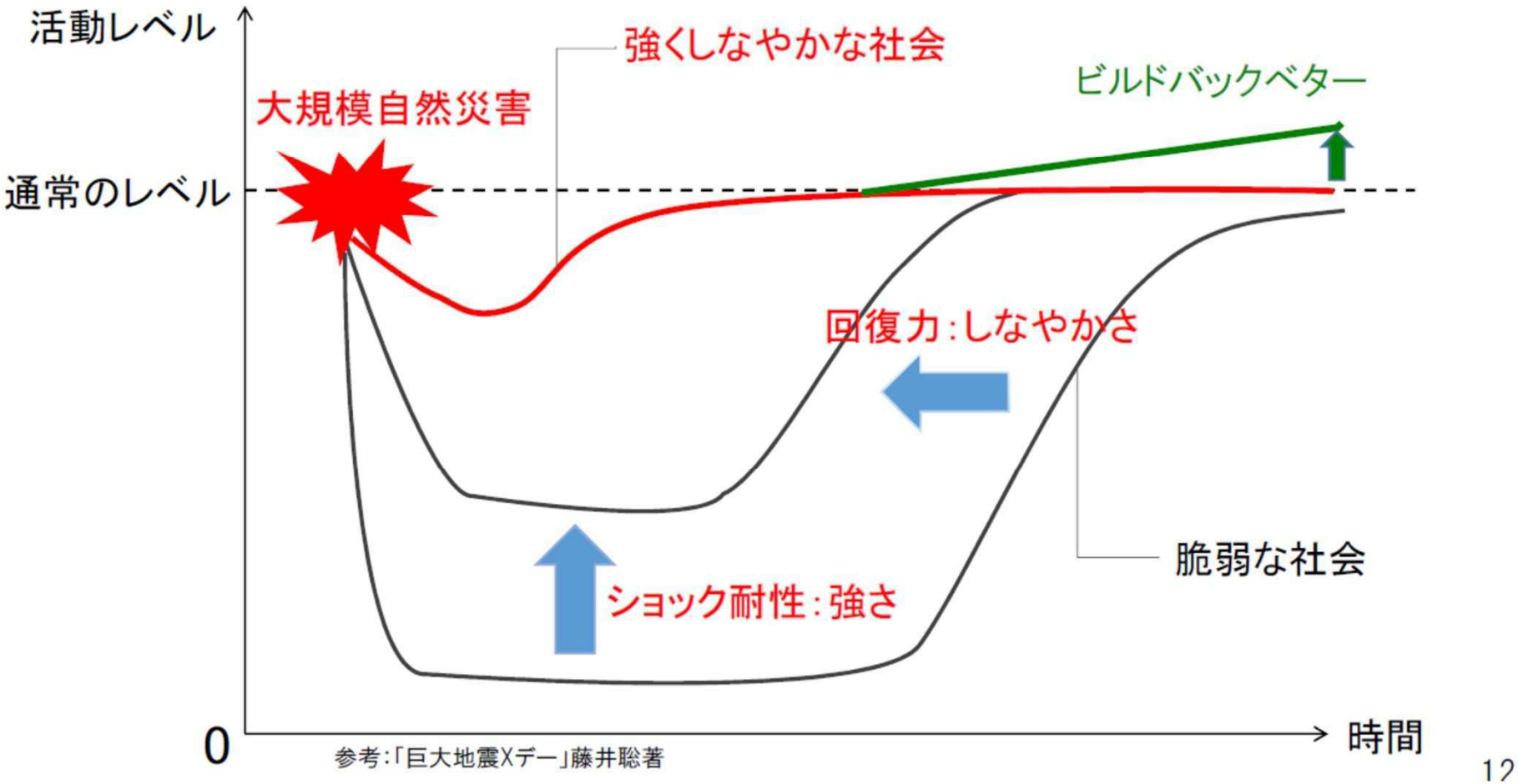

（内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化地域計画について」（R2.1)より抜粋）

Ⅱ　国土強靱化地域計画とは

〇国土強靱化地域計画は、地方公共団体が策定する国土強靱化計画

1　国土強靱化地域計画の性格

〇地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての性格を有するもの

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係

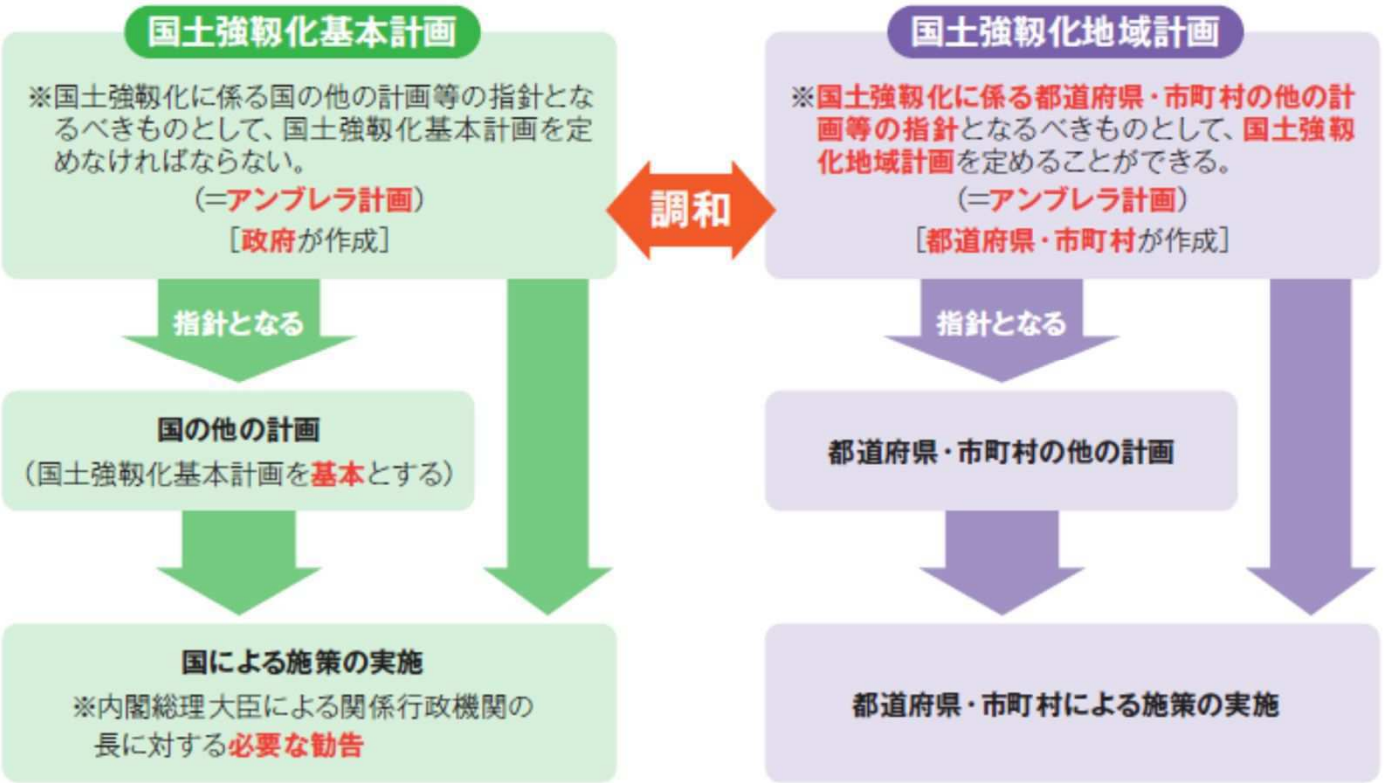

Ⅱ　国土強靱化地域計画とは

2　計画を策定するメリット

（1）被害の縮小

○発災前における施策を主たる対象に、防災の範囲を超えた総合的な対策を内容とする地域計画を策定し、当該計画に基づく取組を通して地域が強靱化されれば、大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくできる。

（2）施策（事業）のスムーズな進捗

○地域計画を策定し、施策（事業）の優先順位を「対外的」に明らかにすることで、国土強靱化に係る新規・既存の施策（事業）が、より効果的かつスムーズに進捗することが期待できる。

⇒本計画の策定が、国の補助採択の要件になっている事業があり、今後、増えると想定される

Ⅱ　国土強靱化地域計画とは

（3）地域の持続的な成長

〇強靱化の推進により地域の災害対応力が高まることにより、住民や民間事業者の地域に対する安心・安全感の高まりも期待できるため、強靱化で地域を成長させることができる。

Ⅲ　他の計画との関係

1　総合計画との関係

〇総合計画と同時・一体的に策定することにより、次のメリットがある。
　・共通の指針性を持たせることができる
　・進捗管理が同時にできる

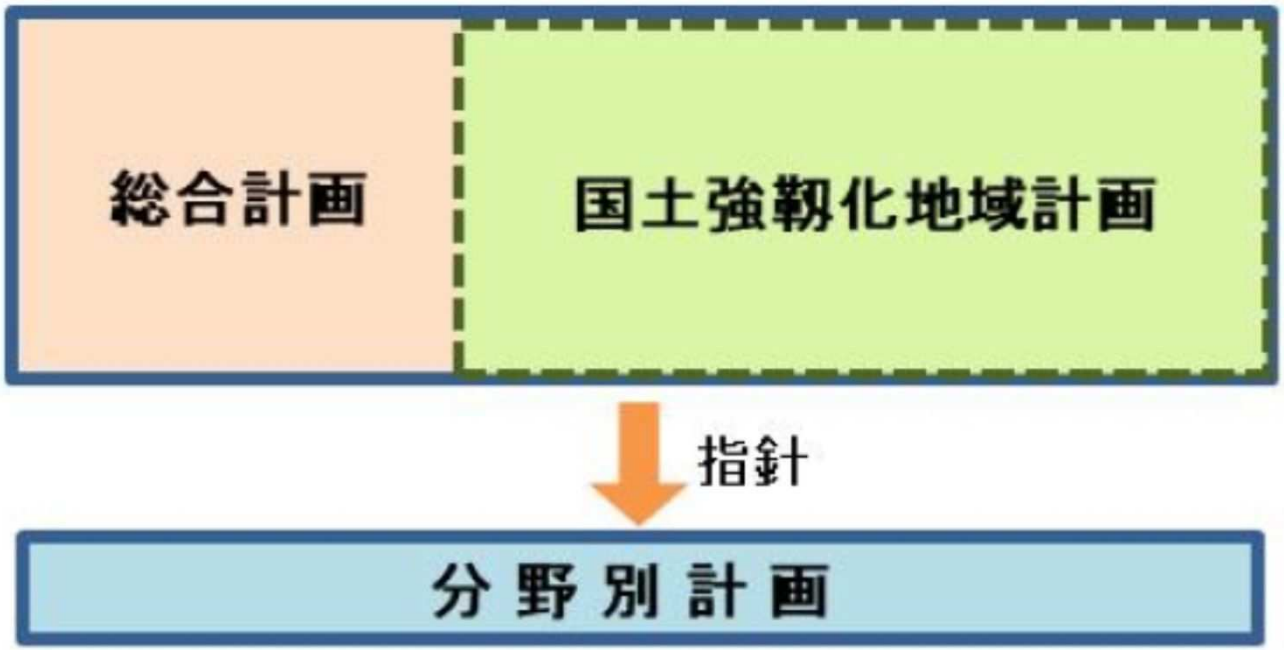

Ⅲ　他の計画との関係

２　地域防災計画との関係

○地域防災計画

地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。

○国土強靭化地域計画

あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靭」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするもの。

Ⅲ　他の計画との関係

（地域防災計画との比較）

	国土強靭化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	―
施策の重点化	○	―

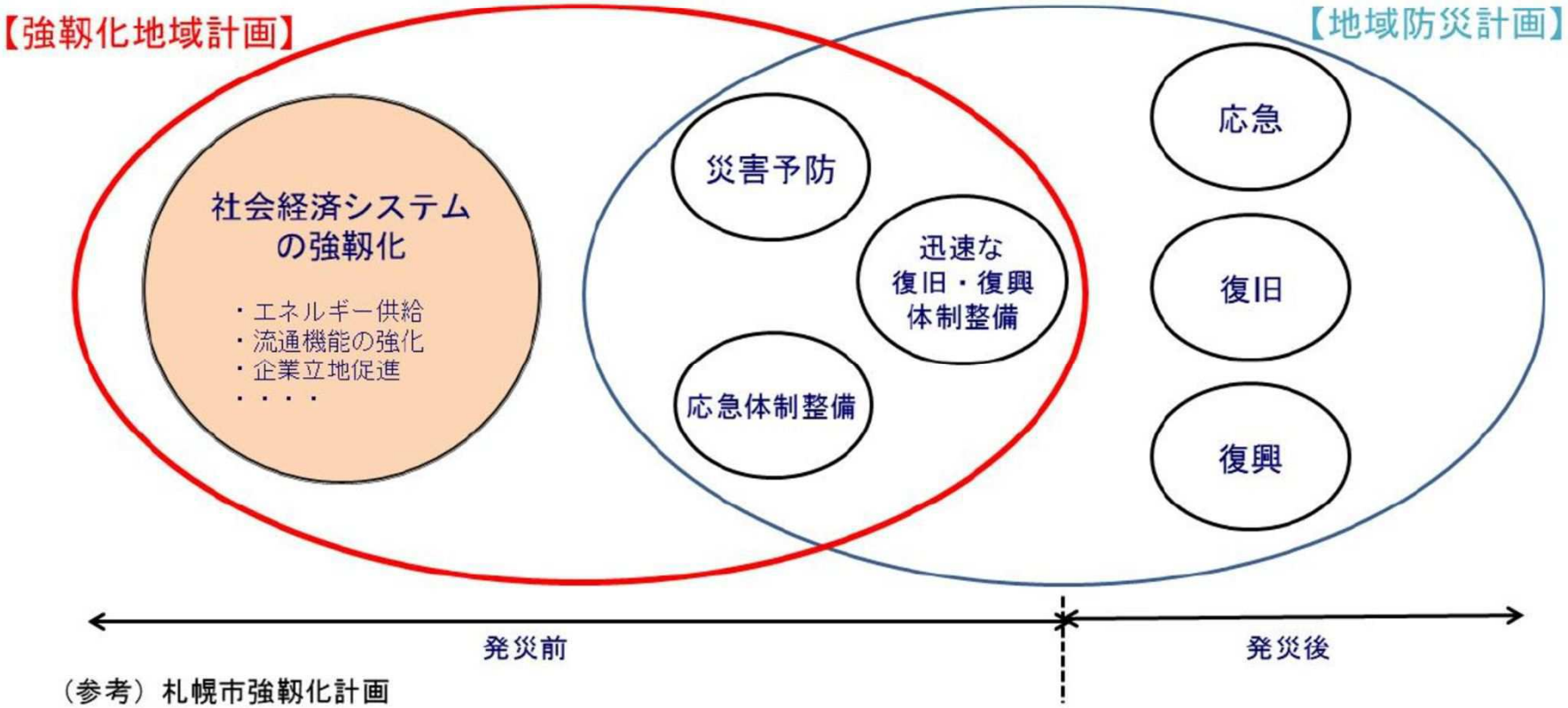

（参考）札幌市強靭化計画

Ⅳ　計画の進め方

計画策定後、PDCAサイクルを繰り返し見直しながら、地域の強靭化を推進する。

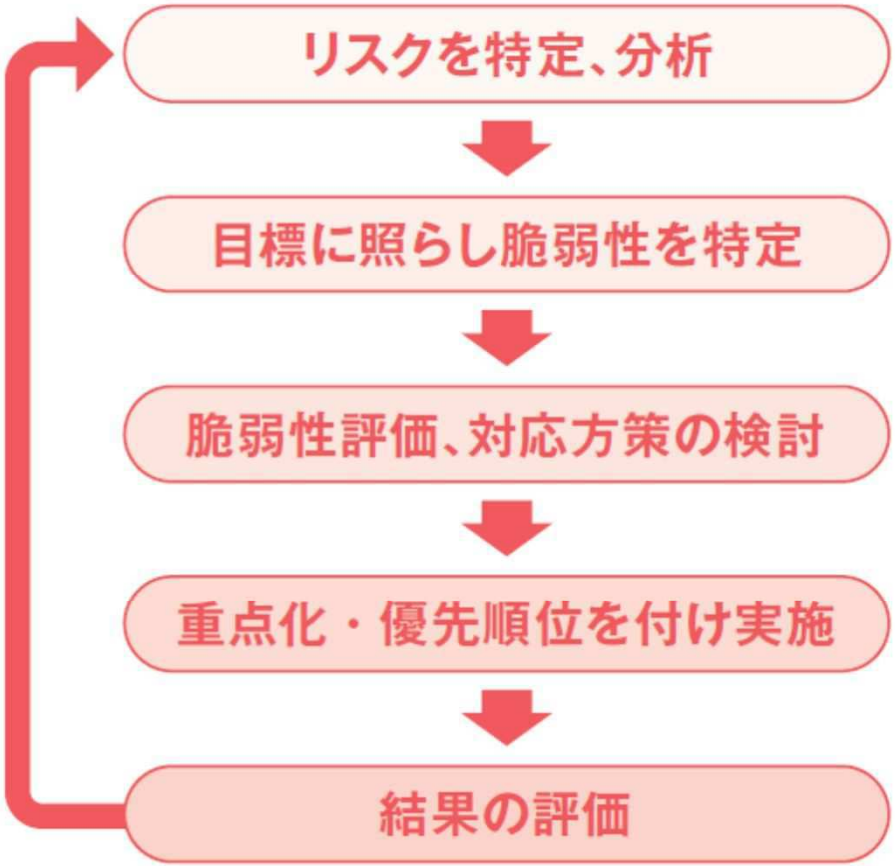

1) 強靭化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析

2) リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定

3) 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討

4) 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施

5) その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善